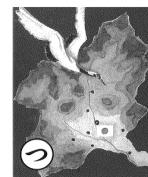




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年1月19日（金） 第9567号

目次

ページ

告 示

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| ○道路の区域変更（道路管理課）                | 2 |
| ○道路の供用開始（同）                    | 2 |
| ○都市計画区域区分の変更に係る縦覧（都市計画課）       | 2 |
| ○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正（会計課） | 3 |
| ○同                             | 3 |

公 告

|                         |   |
|-------------------------|---|
| ○農業振興地域の区域変更（農業構造政策課）   | 3 |
| ○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）  | 4 |
| ○都市計画駐車場の変更に係る縦覧（都市計画課） | 4 |
| ○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（同）    | 5 |
| ○都市計画道路変更の県原案（同）        | 5 |
| ○公聴会の開催（同）              | 5 |
| ○都市計画道路変更の県原案（同）        | 6 |
| ○公聴会の開催（同）              | 7 |
| ○都市計画道路変更の県原案（同）        | 8 |
| ○公聴会の開催（同）              | 8 |
| ○道路位置の指定（建築課）           | 9 |

教育委員会規則

|   |    |
|---|----|
| ○群馬県市町村立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則及び群馬県立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則の一部を改正する規則（学校人事課） | 10 |
|---|----|

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                      | 変更の前後別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
|-------|-------|--|--------|---------------|-------------|
| 県道    | 綿貫篠塚線 | 伊勢崎市下道寺町字塔ノ辻81番の4地先から同市馬見塚町字三橋418番の1地先まで | 前      | 8.6～10.9      | 149.4       |
|       |       |  | 後      | 8.6～11.1      | 149.0       |

### ◎群馬県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                      | 供用開始の期日    |
|-------|-------|--|------------|
| 県道    | 綿貫篠塚線 | 伊勢崎市下道寺町字塔ノ辻81番の4地先から同市馬見塚町字三橋418番の1地先まで | 平成30年1月19日 |

### ◎群馬県告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、藤岡都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画区域区分 藤岡インターチェンジ西地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 藤岡市森新田、本動堂及び篠塚の各一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県藤岡土木事務所及び藤岡市都市建設部都市計画課

## ◎群馬県告示第16号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成29年12月21日から適用する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

「一般社団法人群馬県猟友会 前橋市大渡町一丁目10-7（群馬県公社総合ビル内）」を「一般社団法人群馬県旅業センター 前橋市大渡町一丁目10-7（群馬県公社総合ビル内）」に改める。

## ◎群馬県告示第17号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成30年1月30日から施行する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

「利根沼田農業協同組合 利根郡みなかみ町月夜野437（みなかみ支店）有限会社土田文吉商店 利根郡みなかみ町川上102-1（セブンイレブン群馬みなかみ町店）」を「利根沼田農業協同組合 利根郡みなかみ町月夜野437（みなかみ支店）」に改める。

**■ 公 告**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条の規定により、藤岡農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

変更後の藤岡農業振興地域は、藤岡市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成30年群馬県告示第15号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 平成17年12月31日現在の藤岡市の区域のうち、県有林の全域
- 3 平成17年12月31日現在の鬼石町の区域のうち、国有林野の全域
- 4 上日野字御荷鉾山2の4、2の11、2の13、2の16、2の17、2の21から26まで、2の117、2の118、甲2、乙2の甲、乙2の乙、丁2の1、丁2の3、丁2の5、丁2の6、3の15、3の16及び3の239から245までの区域並びにこれらの土地に囲まれた区域

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

| 土地改良区名 | 理事<br>監事<br>の<br>別 | 区<br>分 | 役 員 氏 名       | 住 所                  |
|--------|--------------------|--------|---------------|----------------------|
| 赤谷川沿岸  | 理 事                | 再 任    | 林一彦           | 利根郡みなかみ町大字猿ヶ京温泉876番地 |
|        | 同                  | 同      | 小室光三          | 同 同 大字相俣1384番地1      |
|        | 同                  | 同      | 木内利夫          | 同 同 大字西峰須川211番地      |
|        | 同                  | 同      | 本多貞良          | 同 同 大字東峰70番地         |
|        | 同                  | 同      | 本多政雄          | 同 同 同 84番地           |
|        | 同                  | 同      | 本多剛           | 同 同 大字須川1番地          |
|        | 同                  | 同      | 大川晃           | 同 同 同 759番地          |
|        | 同                  | 同      | 原澤汪           | 同 同 同 770番地          |
|        | 同                  | 同      | 阿部賢一          | 同 同 同 1655番地         |
|        | 同                  | 新 任    | 生津雄也          | 同 同 大字猿ヶ京温泉1121番地    |
|        | 同                  | 同      | 林静雄           | 同 同 大字相俣17番地1        |
|        | 同                  | 同      | 梅澤俊二          | 同 同 大字須川785番地        |
|        | 同                  | 退 任    | 小池哲夫          | 同 同 大字猿ヶ京温泉1098番地    |
|        | 同                  | 同      | 林冠一           | 同 同 大字相俣61番地         |
|        | 監 事                | 再 任    | 田村賢司          | 同 同 大字猿ヶ京温泉958番地     |
|        | 同                  | 同      | 林貞彦           | 同 同 大字相俣17番地2        |
| 同      | 同                  | 本多秀律   | 同 同 大字東峰100番地 |                      |

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画駐車場の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画駐車場 1号井野自転車駐車場

- 2 都市計画の変更年月日 平成29年12月19日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画地区計画 高崎駅西口周辺地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成29年12月19日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

中之条都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画道路中3・4・3号名久田竜ヶ鼻線を次のように変更する。

| 種別   | 名称    |         | 位置            |              |            | 区域      | 構造         |            |     |                          | 備考 |
|------|-------|---------|---------------|--------------|------------|---------|------------|------------|-----|--------------------------|----|
|      | 番号    | 路線名     | 起 点           | 終 点          | 主 な<br>経過地 | 延 長     | 構 造<br>形 式 | 車 線<br>の 数 | 幅員  | 地表式の区間における<br>鉄道等との交差の構造 |    |
| 幹線街路 | 3・4・3 | 名久田竜ヶ鼻線 | 中之条町大字伊勢町字鳥居原 | 中之条町大字伊勢町字川端 | 中之条町大字伊勢町  | 約1,140m | 地表式        | 2車線        | 16m | J R 吾妻線と立体交差幹線街路と平面交差2箇所 |    |

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、中之条都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催期日及び場所 平成30年2月14日（水）午後7時から 上信自動車道建設事務所
- 2 作成しようとする都市計画の案 中之条都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び中之条町建設課において、平成30年1月19日（金）から同年2月2日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日をも定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第

1条第1項に規定する休日を除く。))。)

3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成30年2月2日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。なお、公述時間は、10分以内とする。

5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所、中之条町建設課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。

6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

|  |                               |            |
|--|-------------------------------|------------|
| 中之条都市計画道路の変更（3・4・3号名久田竜ヶ鼻線の変更）に関する公述申出書  |                               | 年 月 日      |
| 群馬県知事 大澤 正明 あて   |                               |            |
| 平成30年1月19日付け群馬県報に登載された中之条都市計画道路の変更（3・4・3号名久田竜ヶ鼻線の変更）に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。 |                               |            |
| 1  | 公述申出人                         | 住所<br>氏名   |
|  |                               | 電話番号<br>職業 |
| 2  | 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要） |            |
| 3  | 意見の要旨（別紙のとおり）                 |            |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

吾妻都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正明

都市計画道路中3・4・4号稲荷城金井線を3・4・4号槻木稲荷城橋線に名称を改め、3・4・2号原町仲通り線ほか1路線を次のように変更する。

| 種別   | 名称    |         | 位置                   |                     |                      | 区域<br>延長    | 構造         |            |     |                               | 備考 |
|------|-------|---------|----------------------|---------------------|----------------------|-------------|------------|------------|-----|-------------------------------|----|
|      | 番号    | 路線名     | 起 点                  | 終 点                 | 主 な<br>経過地           |             | 構 造<br>形 式 | 車 線<br>の 数 | 幅員  | 地表式の区間における<br>鉄道等との交差の構造      |    |
| 幹線街路 | 3・4・2 | 原町仲通り線  | 東吾妻町<br>大字植栗<br>字小沢沢 | 東吾妻町<br>大字原町<br>字新井 | 東吾妻町<br>大字原町<br>字上之町 | 約<br>3,960m | 地表式        | 2車線        | 16m | 幹線街路吾妻幹線と立体交差<br>幹線街路と平面交差3箇所 |    |
|      | 3・4・4 | 槻木稲荷城橋線 | 東吾妻町<br>大字原町         | 東吾妻町<br>大字原町        | 東吾妻町<br>大字原町         | 約<br>790m   | 地表式        | 2車線        | 16m | JR吾妻線と立体交差<br>幹線街路と平面交差3      |    |

|  |  |  |     |      |       |  |  |  |  |    |  |
|--|--|--|-----|------|-------|--|--|--|--|----|--|
|  |  |  | 字沢尻 | 字釜谷戸 | 字昆布谷戸 |  |  |  |  | 箇所 |  |
|--|--|--|-----|------|-------|--|--|--|--|----|--|

群馬県都市計画公聴会規則(昭和45年群馬県規則第85号)第2条第1項の規定により、吾妻都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 開催期日及び場所 平成30年2月14日(水)午後7時から 上信自動車道建設事務所
- 作成しようとする都市計画の案 吾妻都市計画道路の変更に係る都市計画の案(都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び東吾妻町建設課において、平成30年1月19日(金)から同年2月2日(金)まで閲覧に供する(ただし、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。))
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面(別記様式)により、平成30年2月2日(金)までに下記に到着するよう提出すること。  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所、東吾妻町建設課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

|  |                               |    |      |   |
|--|-------------------------------|----|------|---|
| 吾妻都市計画道路の変更(3・4・2号原町仲通り線ほか1路線の変更)に関する公述申出書   |                               | 年  | 月    | 日 |
| 群馬県知事 大澤 正明 あて   |                               |    |      |   |
| 平成30年1月19日付け群馬県報に登載された吾妻都市計画道路の変更(3・4・2号原町仲通り線ほか1路線の変更)に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。 |                               |    |      |   |
| 1  | 公述申出人                         | 住所 | 電話番号 |   |
|  |                               | 氏名 | 職業   |   |
|  |                               | 印  | 年齢   |   |
| 2  | 都市計画案に係る利害関係(関係市町村の住民等は、記載不要) |    |      |   |
| 3  | 意見の要旨(別紙のとおり)                 |    |      |   |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

吾妻都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 都市計画道路中3・4・3号植栗線を3・5・3号植栗線に名称を改め、3・5・3号植栗線ほか1路線を次のように変更する。

| 種別   | 名称    |        | 位置            |              |              | 区域      | 構造  |      |     |              | 備考 |
|------|-------|--------|---------------|--------------|--------------|---------|-----|------|-----|--------------|----|
|      | 番号    | 路線名    | 起点            | 終点           | 主な経過地        |         | 延長  | 構造形式 | 車線数 | 幅員           |    |
| 幹線街路 | 3・5・3 | 植栗線    | 東吾妻町大字植栗字上龍ヶ鼻 | 東吾妻町大字植栗字鹿島峰 | 東吾妻町大字植栗字小淵沢 | 約1,180m | 地表式 | 2車線  | 13m | 幹線街路と平面交差2箇所 |    |
|      | 3・4・5 | 原町駅南口線 | 東吾妻町大字原町字上之町  | 東吾妻町大字川戸字神園  | 東吾妻町大字川戸字並木  | 約980m   | 地表式 | 2車線  | 16m | 幹線街路と平面交差2箇所 |    |

- 2 都市計画道路に3・6・9号植栗川戸線を次のように追加する。

| 種別   | 名称    |       | 位置           |             |             | 区域      | 構造  |      |       |              | 備考 |
|------|-------|-------|--------------|-------------|-------------|---------|-----|------|-------|--------------|----|
|      | 番号    | 路線名   | 起点           | 終点          | 主な経過地       |         | 延長  | 構造形式 | 車線数   | 幅員           |    |
| 幹線街路 | 3・6・9 | 植栗川戸線 | 東吾妻町大字植栗字鹿島峰 | 東吾妻町大字川戸字神園 | 東吾妻町大字金井字八幡 | 約2,700m | 地表式 | 2車線  | 10.5m | 幹線街路と平面交差2箇所 |    |

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、吾妻都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正明

- 開催期日及び場所 平成30年2月14日(水)午後7時から 上信自動車道建設事務所
- 作成しようとする都市計画の案 吾妻都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所及び東吾妻町建設課において、平成30年1月19日(金)から同年2月2日(金)まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成30年2月2日(金)までに下記に到着するよう提出すること。



〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。  
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所、東吾妻町建設課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

|  |                               |            |
|--|-------------------------------|------------|
| 吾妻都市計画道路の変更（3・4・3号植栗線ほか2路線の変更）に関する公述申出書  |                               | 年 月 日      |
| 群馬県知事 大澤 正明 あて   |                               |            |
| 平成30年1月19日付け群馬県報に掲載された吾妻都市計画道路の変更（3・4・3号植栗線ほか2路線の変更）に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。 |                               |            |
| 1 公述申出人  | 住所<br>氏名                      | 電話番号<br>職業 |
| 2  | 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要） |            |
| 3  | 意見の要旨（別紙のとおり）                 |            |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年1月19日

群馬県知事 大澤 正明

| 番号 | 指定に係る道路の種類         | 指定に係る道路の位置   | 指定に係る道路の延長及び幅員メートル                                  | 指定番号<br>指定年月日                  |
|----|--------------------|--|---|--------------------------------|
| 1  | 法第42条第1項第5号に規定する道路 | 邑楽郡邑楽町大字中野字善正寺4733-1   | 延長 33.73<br>幅員 4.97<br>～4.99                        | 群馬県指令太土第30145-2号<br>平成29年12月4日 |
| 2  | 同                  | 北群馬郡吉岡町大字大久保字大畑776-1、776-6、778-1、778-1先道路の一部、778-1先水路の一部、779-3 | 延長 35.00<br>～41.67<br>幅員 4.60<br>～6.15<br>有効幅員 6.00 | 群馬県指令前土第304-15号<br>平成29年12月19日 |

■ 教育委員会規則

群馬県市町村立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則及び群馬県立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月十九日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第一号

群馬県市町村立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則及び群馬県立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則の一部を改正する規則

(群馬県市町村立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県市町村立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則(平成二十年群馬県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

第四条第一項、第五条第一項、第六条及び第七条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

(群馬県立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則の一部改正)

第二条 群馬県立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則(平成二十年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

第四条第一項、第五条第一項、第六条及び第七条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---